

新潟県体操協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、新潟県体操協会（以下、本協会という）と称し、事務局を会長の定めるところの新潟市中央区天神尾2丁目5番18号に置く。

(目的)

第2条 本協会は、新潟県内における体操競技、新体操及び一般体操の普及、発展を図り本県スポーツ界の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 体操競技、新体操及び一般体操の強化発展と相互の融和連絡を図ること。
- (2) 各種競技会、講演会、実演会、研修会等を開催すること。
- (3) 国民体育大会、北信越国民体育大会、北信越ジュニア大会等に選手、役員等を派遣すること。
- (4) その他、この会の目的を達成する為の事業を行うこと。

第2章 組織及び資格

(組織及び資格)

第4条 本協会の目的並びに事業に賛同する加盟団体及び個人会員（賛助会員も含む、以下「会員」という）を持って組織し、新潟県体育協会に加盟するとともに日本体操協会に加盟する。

第5条 会員は会費及び団体加盟金を納入するものとする。（会費及び団体加盟金は、別表第1及び第2に定めたとおりとする。）

2 各種大会に参加する選手及び役員として係わる会員は、本協会と日本体操協会に登録するものとし、登録料と登録手数料を納入するものとする。（役員登録料、指導者登録料及び選手登録料は、別表第3及び第4に定めたとおりとする。）

3 審判継続申請を行う会員は、申請料と申請手数料を納入するものとする。（審判継続申請料は、別表第4に定めるものとする。）

(事務局)

第6条 本協会は、事務処理の円滑化を図るため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長のほか、事務職員を置くことが出来る。

(事務局の職務)

第7条 事務局は、会計を掌り、次の職務に当たる。

- (1) 本協会の運営に係る予算、決算に関すること。
- (2) 会議の運営に関すること。
- (3) 理事会及び重要な会議の資料、議事録の作成に関すること。
- (4) 各種文章の受付、管理、作成、発送に関すること。
- (5) その他、事務一般に関すること。

(委員会の設置)

第8条 本協会の円滑な運営を図るため、次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 事業委員会
- (3) 強化委員会

2 委員会には、委員長をおく。委員長は理事長が推挙し、会長が委嘱する。

(委員会の職務)

第9条 総務委員会は、次の職務に当たる。

- (1) 会議に関する事。
- (2) 登録業務に関する事。
- (3) 賛助会員及び広告料、協賛金に関する事。
- (4) 本協会ホームページ及び協会PR事項に関する事。
- (5) 会員相互の連携融和に関する事。
- (6) 事業の運営に関する事。
- (7) 特別事業に関する事
- (8) その他、総務に係る事。

2 事業委員会は、次の職務に当たる。

- (1) 各種大会、講演会、実演会、研修会等事業計画の作成に関する事。
- (2) 事業の運営に関する事。
- (3) 普及に関する事。
- (4) 器具に関する事。
- (5) その他、事業に係る事。

3 強化委員会は、次の職務に当たる。

- (1) 国体選手の強化に関する事。

(別記内規による)

- (2) ジュニア選手強化育成に関する事。
- (3) 指導者育成に関する事。
- (4) 審判に関する事。
- (5) 審判技術の向上に関する事。
- (6) 審判員の育成に関する事。
- (7) 普及に関する事。
- (8) その他、強化に係る事

第3章 役員

(役員)

第10条 本協会は、次の役員をおく。

- | | | |
|---|------|-----|
| 1 | 会長 | 1名 |
| 2 | 副会長 | 若干名 |
| 3 | 理事長 | 1名 |
| 4 | 副理事長 | 若干名 |

- 5 常務理事 若干名
- 6 理事 団体選出理事及び会長推薦理事
- 7 監事 2名
(役員選任)

第 11 条 会長は理事会で推挙する。

- 2 副会長は理事会の議決により会長が委嘱する。
- 3 理事長、副理事長は理事の互選により選任し、会長が委嘱する。
- 4 常務理事は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長及び各委員会の委員長とする。
- 5 理事は、加盟団体選出理事及び会長推薦理事とする。
- 6 監事は、理事会の議決により会長が委嘱する。
(役員の職務)

第 12 条 会長は、本協会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- 3 理事長は、理事会、常務理事会を代表し、一般業務、事務運営を総括する。
- 4 常務理事は、理事会の決議に基づき、本協会の業務を遂行する。
- 5 監事は、本協会の会計を監査する。
(役員任期)

第 13 条 本協会の役員任期は 2 年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは補充する。補充役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員任期が満了しても、後任者が就任するまでは、その職にあたるものとする。
(役員解任)

第 14 条 本協会の役員は、次の項目に該当する時は、会長の承認のもと理事会の 3 分の 2 以上の議決により解任することが出来る。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に耐えられないと認められたとき。
- (2) 本協会の名誉を著しく傷つけたとき。

第 4 章 会 議

(会議)

第 15 条 本協会の会議は、理事会、常務理事会、及び委員会とする。

- 2 理事会は、役員を持って構成し、毎年 1 回開催する。(必要に応じて、臨時に開くことが出来る。)
- 3 理事会は、会長が招集し、次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画並びに予算の承認に関する事。
 - (2) 会務報告並びに決算に関する事。
 - (3) 規約の改廃に関する事。
 - (4) 役員選任に関する事。
 - (5) その他、本協会運営に重要と思われる事項に関する事。
- 4 常務理事会は、常務理事のほか必要に応じて各委員会の委員の出席を認め、会長が招集し、次の事項を審議する。
 - (1) 理事会で委任された事項及び運営に必要な会務を処理する。

- (2) その他、本協会運営に重要と思われる事項に関すること。
- 5 委員会は、各委員会が必要に応じて理事長の承認を得て委員長が召集し、その決議を常務理事会に報告するものとする。
- 6 各会議とも、構成員の過半数以上の出席を持って成立し、議決は、出席者の過半数で可決する。(委任状を認める)

第5章 名誉会長・顧問・参与

(名誉会長)

第16条 本協会に、名誉会長を置くことが出来る。

- 2 名誉会長は、本協会に功労のあった者または学識経験者の中から、常務理事会で推挙し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(顧問)

第17条 顧問は、本協会に功労のあった者の中から、常務理事会の推薦により会長が委嘱する。

(参与・特別参与)

第18条 参与及び特別参与は、本協会の役員であった者の中から、常務理事会の推薦により会長が委嘱する。

第19条 顧問及び参与は、常務理事会の諮問に応じる。特別参与は、会長の諮問に応じる。

- 2 顧問、特別参与、参与は理事会、常務理事会に出席できるが、議決権はない。

第6章 会計

(会計)

第20条 本協会の会計は、会費、登録料、事業収入、寄付金、補助金、賛助会費及びその他の収入を持って充てる。

- 2 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

附 則

第1条 本協会の運営について、規約の定めのない事項については、会長が常務理事会に諮って定めるものとする。

第2条 この規約は、平成7年4月1日より施行する。

平成9年7月19日一部改正

(但し、同年4月1日より施行する。)

平成9年10月4日 一部改正

平成13年6月10日一部改正

平成15年3月29日一部改正

平成23年4月3日一部改正

平成24年4月1日 一部改正

平成26年4月1日 一部改正

別表第1 会費

区分	一人年額
会 長	50,000 円
副 会 長	30,000 円
理 事 長	30,000 円
副 理 事 長	20,000 円
常 務 理 事	15,000 円
理 事	5,000 円
会 員	3,000 円

別表第2 団体加盟金

区分	一団体年額
ジュニア団体	30,000 円

別表第3 選手登録料

区分	一人年額		
社 会 人	登録料	1,000 円	合計 2,500 円
	登録手数料	1,500 円	
大 学 生	登録料	1,000 円	合計 2,500 円
	登録手数料	1,500 円	
高 校 生	登録料	700 円	合計 2,500 円
	登録手数料	1,800 円	
中 学 生	登録料	500 円	合計 1,500 円
	登録手数料	1000 円	
小 学 生	登録料	500 円	合計 1,500 円
	登録手数料	1000 円	

別表第4 役員・指導者・審判継続申請料

区分	一人年額		
役 員	登録料	2,000 円	合計 3,000 円
	登録手数料	1,000 円	
指 導 者	登録料	2,000 円	合計 3,000 円
	登録手数料	1,000 円	
審 判 (1年分)	申請料	2,000 円	合計 3,000 円
	申請手数料	1,000 円	

別表第5 団体選出理事

区分	人数
高 校	14人
中 学	8人
ジュニア団体	加盟団体数による